

伊東市公共施設等総合管理計画(案)に係るパブリックコメント

伊東市宇佐美 403-2

森 篤 TEL 0557-48-9534

頁	総合管理計画(案)		修正等意見	理由等
	項目	内容 *下線は意見提出者		
	(総論)		<p>「総合管理計画」(案)となっていますが、内容は、基本方針、実施方針を記載したのみとなっています。本計画は、平成 28 年度から稼働する訳ですから、また、計画というものは、スケジュールが伴ってはじめて有効になるものですから、方針に加えて、個々の具体的な施設等について、廃止、統合等のスケジュールを記載した計画にすべきだと思います。</p> <p>今後の状況に応じて見直しをされているのですから、見直しのもととなる現時点の具体的な計画(未定なものは未定として)が公開されている必要があると思います。</p> <p>その際、公共施設等の全数は具体的にわかっているわけですから、「表」に整理す</p>	

			るなどして、予算の投入時期あるいは負担がなくなる時期などが時系列としてわかりやすく記載されていると、市民の理解も一層進むものと思います。	
12	(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策	<p>・・・全体的な視点に基づく意志決定ができる組織体制を<u>確立させ</u>、・・・</p>	<p>・・・全体的な視点に基づく意志決定ができる組織体制を<u>別紙の通り確立させ</u>、・・・</p> <p>*組織体制を別紙に記載する</p>	<p>この計画は、平成28年度から稼働するわけですから、肝心の組織体制は、平成28年4月1日には確立されていなければなりません。従って、その内容を別紙として本計画に記載しておくべきです。</p> <p>そうしなければ、市民との意識共有が極めて不十分になります。</p>
		<p>・・・<u>専門的技術力を有する職員を継続的に養成し</u>、・・・</p>	<p>・・・<u>別紙に示す専門的技術力を有する職員を継続的に養成し</u>、・・・</p> <p>*専門的技術力を別紙に記載する</p>	<p>この計画は、平成28年度から稼働するわけですから、また、技術的な検証が重要だと言っている訳ですから、どんな専門的技術力をもった専門職員を養成するのか本計画に記載しておくべきです。</p>
	(3) 現状や課題に関する基本認識	<p>・・・<u>早期に公共施設等の管理計画の取り組みを進める体制を整備し</u>、・・・</p>	<p>・・・<u>平成28年4月までに公共施設等の管理計画の取り組みを進める体制を整備し</u>、・・・</p>	<p>この計画は、平成28年度から稼働するわけですから、稼働に合わせて体制を整備するのは当然のことです。</p>
13	(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	<p>・・・<u>将来コスト試算の結果を踏まえ</u>、・・・</p>	<p>・・・<u>将来コスト試算の結果を踏まえ、合わせて、市民が受けるサービスの効果を勘案しつつ</u>、・・・</p>	<p>支出としての公共施設等の物理的なコスト計算だけではなく、市民が受けるサービスの効果を収入</p>

		としてコスト換算し、その差し引きで考えることが大事です。
【基本方針 1】保有する公共施設等総量の適正化	【基本方針 1】保有する公共施設等総量の削減 *以下「適正化」と記載のある部分も同じ	適正化ということが、削減を示すことは明らかなです。本計画は、大変大事な計画ですから、政策の指向性を示すために適正な言葉を使うべきです。
【基本方針 2】長寿命化の推進 ・・・計画的な修繕(予防保全)への転換を進め、・・・	・・・合理的計画的な修繕(予防保全)への転換を進め、・・・	計画修繕は、まだ使える内に更新するものですから、必ず無駄な部分もでてきます。従って計画性と合わせて合理性も必要になります。単に計画的というだけでは不十分です。
【基本方針 2】長寿命化の推進 ・・・ライフサイクルコスト(省略)を考慮し、・・・	・・・ライフサイクルコスト(省略)を縮減することを考慮しつつ、・・・	文脈からはライフサイクルコストの「縮減」を考慮することだと思いますので、政策の指向性を明確にするため、「縮減」と記載すべきです。
【基本方針 3】民間活力の導入 ・・・官民の役割分担の適正化を図り、 ・・・	【基本方針 3】民間活力の導入 ・・・民間活力の導入を図り、・・・	公共施設等の管理をする訳ですから「民」に役割を分担させるのは政策的な誤りです。役割は「官」が負うべきものです。その中で、対価を払って民の活力を利用する

			というのが公共政策です。もし、「民」の役割だとするなら、「官」は手を引くべきです。
	* 基本方針に右の項目を加える。	<b>【基本方針4】市民意見の反映</b> <u>公共施設等の管理に当たっては、その所有および利用の主体である市民の意見を十分に聞き、本計画に基づき必要な事項を反映させます。</u>	本計画の実施に当たって基本方針の一つにすべき当然の項目です。 (5)のフォローアップの実施方針に似たような記載がありますが、(5)の後段の趣旨は、「情報提供」ですので、左に掲げる事項とは視点が違います。 また、左に掲げる項目は、フォローアップではなく、「基本的な考え方」の中に記載すべき事項です。
	ア 点検、診断等の実施方針 ・・・ <u>必要に応じ</u> 職員の任意調査・点検を実施し、・・・	ア 点検、診断等の実施方針 ・・・ <u>定期的に</u> 職員の任意調査・点検を実施し、・・・」	計画的な修繕（大規模建築物）にせよ、対処的な修繕にせよ、一層の長寿命化を図るには、必要に応じてではなく、定期的な調査・点検が必要です。 法定点検は定期的に行われますが、点検項目が決められていますので、それ以外の事項について定期的実施することが必要です。
14	イ 維持管理、修繕、更新等の実施方針 ・・・公共施設等に係る <u>トータルコスト</u> の縮減及び・・・	イ 維持管理、修繕、更新等の実施方針 ・・・公共施設等に係る <u>ライフサイクルコスト</u> の縮減及び・・・	「トータルコスト」というとき、一般概念としてはわかるような気になりますが、具体的にどの範囲

				<p>までを含むか不明確です。</p> <p>13 頁に「ライフサイクルコスト」として、何を含むかが明示されていますので、ここでも、「ライフサイクルコスト」した方がよいと思います。</p>
--	--	--	--	--